

幌延町空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るとともに、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する法第2条第1項の規定に該当する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 町内に所在する法第2条第2項の規定に該当する空家等をいう。
- (3) 所有者等 町内に所在する空家等の所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の空家等を管理すべき者をいう。
- (4) 住民等 町内に居住し、若しくは通勤する者又は町内で事業活動を行う法人、町内会その他の団体若しくは個人をいう。

(基本理念)

第3条 空家等の増加抑制、適切な管理及び利活用の促進による、安全で安心な生活環境の確保、地域コミュニティの活性化を図るため、所有者等、住民等及び町は相互に連携を図り、協働して取り組むこととする。

(町の責務)

第4条 町は、法第4条第1項の規定に基づき、前条に規定する基本理念にのっとり、第7条に規定する空家等対策計画に基づく、空家等の対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、法第5条の規定に基づき、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において当該空家等の適切な管理に努めるとともに、国、北海道又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民等の責務)

第6条 住民等は、町が推進する空家等対策に協力するとともに、地域的生活環境の保全に努めるものとする。

- 2 住民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、町に当該空家等の情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第7条 町長は、法第7条の規定に基づく空家等対策計画を作成するものとする。

- 2 町長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくこれを公表するものとする。

(庁内連携会議)

第8条 町は、空家等に関する施策を円滑に実施するため、幌延町空家等対策庁内連携会議を

設置する。

- 2 前項に規定する市内連携会議の設置に必要な事項は、町長が別に定める。
(協議会等)

第9条 空家等対策の適切な推進のため、法第8条第1項に規定する幌延町空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）の設置及び運営は、幌延町空家等対策協議会設置条例（令和4年条例第9号）による。

(立入調査等)

第10条 町長は、法第9条第1項に規定する必要な調査及び同条第2項に規定する立入調査のほか、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 2 町長は、前項の規定により立入調査を実施しようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報の利用)

第11条 町長は、法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法及びこの条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

- 2 町長は、法及びこの条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 町は、法第12条の規定に基づき、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、改善依頼、情報提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第13条 町長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、法第13条第1項及び第2項の規定に定めるところにより、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、必要な措置を講ずるものとする。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第14条 町長は、空家等の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、法第14条第1項から第3項の規定に定めるところにより、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、必要な命令又は選任の請求を行うものとする。

(特定空家等の認定)

第15条 町長は、第10条第1項に規定する立入調査等を行った結果、法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると判定した場合は、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、当該空

家等を特定空家等と認定する。

(特定空家等に対する措置等)

第16条 町長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第22条第1項から第8項までの規定に定めるところにより、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、必要な措置を講ずるものとする。

(代執行)

第17条 町長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行してもその期限までに完了する見込みがなく、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

2 町長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命じられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく同条第1項の助言若しくは指導又は同条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため、同条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、同条第10項の規定により、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）に行わせることができる。この場合においては、町長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 町長は、前項の措置を講じた後に命令対象者を確知又は命令対象者の所在が判明したときは、その命令対象者から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(緊急安全措置)

第18条 町長は、第15条から前条までの規定にかかわらず、適切な管理が行われていない空家等（特定空家等を含む。）に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下「危害等」という。）を及ぼす緊急的な状態にあると認める場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るための必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

(1) 所有者等から危険な状態を自ら解消することができない旨の申出があったとき。

(2) 所有者等が判明していないとき、又は所有者等の居所が不明であるとき。

2 町長は、緊急安全措置を講ずる場合は、当該所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知することができない場合、所有者等の同意を得るいとまがない場合その他やむを得ない事由により所有者等の同意を得られない場合は、この限りでない。

3 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができない場合にあつては、これを公表しなければならない。この場合において、当該措置を講じた後に所有者等を確知することができたときは、公表の内容をその所有者等に通知するものとする。

4 緊急安全措置を講じた場合において、当該措置に要した費用は、所有者等の負担とする。
当該措置を講じた後にその所有者等を確認することができたときも同様とする。

(安全代行措置)

第19条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第22条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講ずることができないときは、町長に対し、自己の負担において当該必要な措置を代行することを依頼することができる。

2 町長は、前項の規定による依頼を受けた場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴いたうえで、同項の措置を代行することができる。

(関係機関との連携)

第20条 町長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他関係行政機関等と連携を図るとともに、必要な協力を要請することができる。

(民事による解決との関係)

第21条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者等と、当該空家等が管理不全な状態にあることにより害を被る者(害を被るおそれのある者を含む。)との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年12月20日から施行する。

附 則 (令和5年12月18日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幌延町空家等の適切な管理に関する条例第17第2項の規定は、この条例の施行の日から(以下「施行日」という。)以降に同項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの条例による改正前の幌延町空家等の適切な管理に関する条例第16条後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。